

名古屋港管理組合公報

平成26年12月15日

(月曜日)

第 549 号

目 次

告 示

○平成27年度及び平成28年度の物品の製造等の競争入札に参加する者の資格審査申請	1
○放置自動車の廃物認定	2
○平成23年名古屋港管理組合告示第3号の一部改正	2

公 告

○名古屋港港湾計画の変更の概要	4
-----------------	---

告 示

名古屋港管理組合告示第53号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき、平成27年度及び平成28年度において名古屋港管理組合が発注する物品の製造・販売、物品の買受け、役務の提供等（以下「物品の製造等」という。）の競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請について、次のように定める。

平成26年12月15日

名古屋港管理組合管理者

名古屋市長 河村 たかし

第1 競争入札に参加することができない者

次の各号の一に該当する者は競争入札に参加することができない。ただし、管理者が特に必要があると認めた場合はこの限りでない。

- 1 地方自治法施行令第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者
- 2 営業に関し、法令の規定により必要とされる許可、登録等を受けていない者
- 3 申請書及びその添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- 4 名古屋港管理組合が指定する国税、都道府県税及び市町村税が未納である者
- 5 「名古屋港管理組合が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」（平成23年3月31日付け名古屋港管理組合管理者・愛知県警察本部長締結）及び「名古屋港管理組合が行う調達契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱」に基づく排除措置を受けている者

第2 物品の製造等の契約についての競争入札参加者の資格

物品の製造等の契約についての競争入札に参加することができる者は、次に定める資格審査項目により審査して行う。

1 資格審査の項目

- (1) 年間売上高
- (2) 資本金
- (3) 営業年数

2 入札参加資格審査申請書の添付書類

- (1) 登録又は許可等を証明した書面
- (2) 登記簿謄本又は履歴事項全部証明書
- (3) 納税証明書
- (4) 印鑑証明書
- (5) 身元（分）証明書
- (6) 委任状
- (7) 物品の製造等の経歴書
- (8) 口座振替申請書
- (9) 入札参加資格申請書受付証

第3 入札参加資格審査申請書の提出方法

競争入札に参加する資格の審査を受けようとする者は、入札参加資格審査申請書を平成27年1月5日（月）から平成27年1月30日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分までに、総務部会計課用度係に提出又は郵送（平成27年1月30日（金）までの消印のあるものが有効）しなければならない。提出先は、名古屋港管理組合総務部会計課用度係（本庁舎4階）（〒455-0033名古屋港区港町1番11号）。郵送の場合は受付証返送のため、宛名明記の返信用封筒（定形82円切手貼付）を同封すること。

第4 資格の有効期間

平成27年4月1日から平成29年3月31日までとする。

第5 資格の取消

競争入札の参加資格を有する者が次の各号の一に該当するにいたった場合においては、当該資格を取り消し、その事実があった後3年間競争入札に参加させないことがある。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても同様とする。

- 1 契約の履行に当たり、故意に物品の品質若しくは数量に関して不正の行為をし、又は製造を粗雑にした者
 - 2 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るため連合した者
 - 3 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - 4 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - 5 正当な理由がなく契約を締結又は履行しなかった者
 - 6 前各号のいずれかにより競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- 第6 その他
- 1 平成27年度及び平成28年度の入札参加資格決定の日までに行う競争入札については、なお従前の例による。
 - 2 詳細について名古屋港ホームページ（<http://www.port-of-nagoya.jp/>）に掲載する。

名古屋港管理組合告示第54号

名古屋港管理組合放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例（平成14年名古屋港管理組合条例第7号）第4条の規定に違反し、港湾施設等に放置されている自動車について廃物と認定するため、同条例第10条第3項の規定に基づき次のように告示する。

平成26年12月15日

名古屋港管理組合管理者
名古屋市長 河村 たかし

- 1 下記の自動車の所有者等は、平成26年12月29日までにこの自動車を撤去すること。
- 2 上記期限までに撤去されない場合は、廃物と認定し、管理者又は管理者の命じた者若しくは委任した者が、下記物件の所有者等の負担において処分等を行う。
- 3 問い合わせ先 港営部港営課庶務係

整理番号	所在地	車種等	登録番号等	塗色
25 関 003	海部郡飛鳥村金岡1	ホンダ ストリーム	RN1-1016826	銀

名古屋港管理組合告示第55号

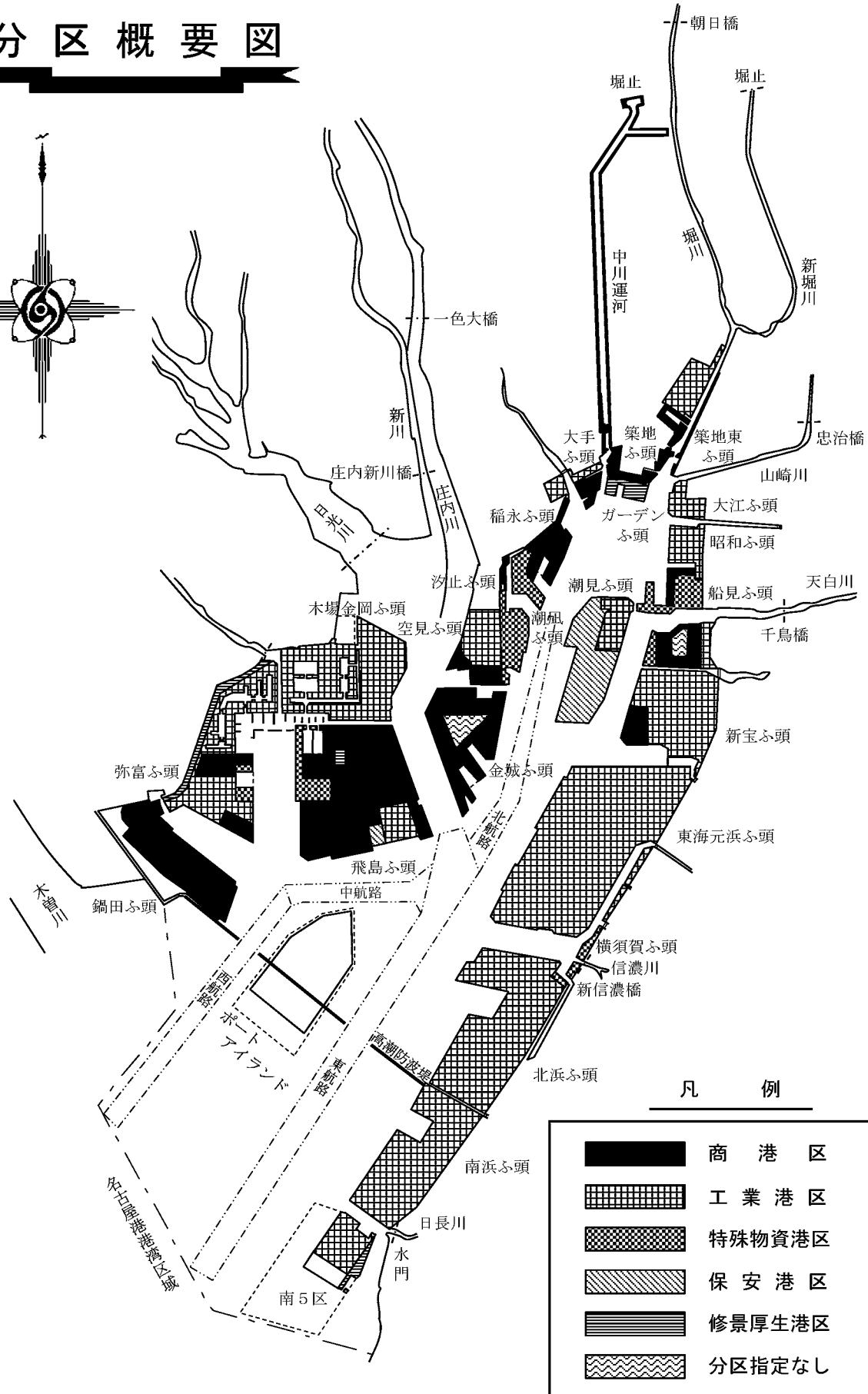
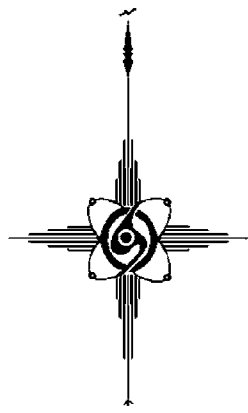
平成23年名古屋港管理組合告示第3号（名古屋港臨港地区内の分区）の一部を次のように改正する。

平成26年12月15日

名古屋港管理組合管理者
名古屋市長 河村 たかし

- 1 名古屋都市計画臨港地区名古屋港臨港地区(1)商港区名古屋市港区のうち中川本町地先、河口町地先及び熱田前新田地先、名古屋市中川区のうち運河町の一部並びに名古屋市中村区のうち運河町の一部の範囲を変更する。

分区概要図



凡 例

	商 港 区
	工 業 港 区
	特殊物資港区
	保 安 港 区
	修景厚生港区
	分区指定なし

分区の詳細図面は、名古屋港管理組合企画調整室計画担当において縦覧に供する。

公 告

名古屋港管理組合公告

港湾法（昭和25年法律第218号）第3条の3第9項の規定に基づき、名古屋港港湾計画の変更の概要を次のとおり公告する。
平成26年12月15日

名古屋港管理組合管理者
名古屋市長 河村 たかし

1 港湾計画の変更の概要

平成12年4月14日名古屋港管理組合公報第242号により、その概要を公告した名古屋港港湾計画について変更した事項は、次のとおりである。

(1) 公共埠頭計画

以下のとおり計画する。

岸壁

地区名	水深（メートル）	バース数	延長（メートル）	面積（ヘクタール）
金城地区	12	1	260	7
金城地区	12	1	260	-

以下のとおり計画を削除する。

地区名	水深（メートル）	バース数	延長（メートル）	面積（ヘクタール）
西部地区	11	2	380	7

(2) 水域施設計画

以下のとおり計画する。

ア 泊地

地区名	水深（メートル）	面積（ヘクタール）
金城地区	12	3

以下のとおり計画を削除する。

地区名	水深（メートル）	面積（ヘクタール）
西部地区	11	11

イ 航路・泊地

地区名	水深（メートル）	面積（ヘクタール）
金城地区	12	32

(3) 小型船だまり計画

以下のとおり計画を削除する。

地区名	名称	防波堤	岸壁	小型栈橋
金城地区	金城ふ頭南船だまり	延長 450m	水深 5 m 延長 400m	1基

(4) 臨港交通施設計画

以下のとおり計画を変更する。

地区名	道路名称	起点	終点	車線数
西部地区	臨港道路 弥富ふ頭内道路	弥富ふ頭 内道路	臨港道路 楠東線	4

(5) 大規模地震対策施設計画

以下のとおり計画する。

岸壁

地区名	水深（メートル）	バース数	延長（メートル）
金城地区	12	1	260

(6) 土地造成及び土地利用計画
以下のとおり計画する。

(土地造成計画)

(単位：ha)

用途 地区名	埠頭用地	港湾関連用地	交流厚生用地	工業用地	都市機能用地	交通機能用地	危険物取扱施設用地	緑地	廃棄物処分施設用地	海面処分用地	公共用地	合計
金城地区	(7) 7											(7) 7

注1) ()は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に、特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注2) 今回の変更に係る地区についてのみ記述した。

注3) 端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

(土地利用計画)

(単位：ha)

用途 地区名	埠頭用地	港湾関連用地	交流厚生用地	工業用地	都市機能用地	交通機能用地	危険物取扱施設用地	緑地	廃棄物処分施設用地	海面処分用地	公共用地	合計
金城地区	(128) 128	(91) 91	(51) 51	(74) 74		(25) 28		(5) 5				(373) 377
西部地区	(281) 281	(419) 419		(445) 445		(78) 99		(140) 140				(1,362) 1,383

注1) ()は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に、特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注2) 今回の変更に係る地区についてのみ記述した。

注3) 端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

2 港湾計画の縦覧の場所

名古屋市港区港町1番11号 名古屋港管理組合 企画調整室 計画担当

発行所 名古屋市港区港町1番11号

名古屋港管理組合